

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正について

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する解釈を次のとおり定める。

第 8 章の次に次の 1 章を加える。

第 9 章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備

(記録装置)

第 103 条 省令第 69 条から第 71 条までに規定する「記録するための装置」とは、事故等が発生した場合に、その種類及び原因を究明するための調査を行うのに十分な期間情報を保存することができる装置をいう。

(温度測定装置)

第 104 条 省令第 70 条に規定する「熱を発生する機器がある場所の周辺」とは、ベルトコンベア等の駆動装置がある場所の周辺その他機器により熱を発生する可能性がある箇所をいい、「異常な発熱を検知できる箇所」とは、貯蔵設備内上部その他異常な発熱を検知できる箇所をいう。

なお、この解釈は、電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 16 年経済産業省令第 107 号）が施行された日から適用されるものとする。